

外ヶ浜町空き家等解体支援補助金交付要綱

施行 令和6年4月1日

告示 令和6年4月 1日 告示第 1号 企画政策課

改正 令和6年6月24日 告示第10号 企画政策課

改正 令和7年4月 1日 告示第 1号 企画政策課

(目的)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊や一部崩落のおそれがある危険な空き家等の除却を促し、町民の安心安全な住環境の形成を図るために町内に存する空き家等の解体処分工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、外ヶ浜町補助金交付規則（平成17年外ヶ浜町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

空き家等 町内に居住、店舗の営業、工場の操業等を目的として建築し、概ね年間を通じて居住若しくは使用していないもの、又は今後、居住若しくは使用しないことが確実に見込まれるものをいう。

(補助対象空き家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家等（建築物及び建築物に接続している倉庫等附属家に限る。以下「補助対象空き家等」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 外ヶ浜町内に存する建築物であること。
- (2) 不動産業者等が営利目的で所有している建築物ではないこと。
- (3) 建築物について、所有権その他の権利が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないこと。

2 次に掲げるものは補助対象空き家等としない。

- (1) 解体が別に示す期間内に終了しない建築物。
- (2) その他町長が補助対象空き家等として認めないもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家等の所有者（登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に登録され、又は登録されている者。以下「所有者」という。）又はその相続人。
- (2) 前号に規定する者から補助対象空き家等の除却について同意を得た者。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認める者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 外ヶ浜町暴力団排除措置要綱（平成24年外ヶ浜町訓令第7号）に規定する暴力団員等に該当する者
- (2) 補助対象者又は補助対象者と同一の世帯に属する者に外ヶ浜町に納めるべき税金等の滞納がある者

- (3) 第8条に規定する申請者の他に所有者がある場合において、補補助対象空き家等の除却について、全ての所有者の同意を得られない者。ただし、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第4号）の提出ができる者については、この限りでない。
- (4) 複数の相続人がある場合において、補助対象空き家等の除却について、全ての相続人の同意を得られない者。ただし、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第4号）の提出ができる者については、この限りでない。
- (5) 同じ年度内にこの要綱による補助金の交付をすでに受けた者がいる家族の構成員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める者

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、補助対象者が空き家等の解体及び処分を行う能力を有している町内に本社・営業所等の住所を有する法人又は個人事業者と契約して行う補助対象空き家等を除却するための工事とする。ただし、町内に本社・営業所等の住所を有する事業者へ依頼をしたが、事業者側の申出により契約締結に至らなかった場合は、町内に住所を有する事業者から外ヶ浜町空き家等解体支援補助金に係る解体工事契約不可証明書（様式第5号）を入手し提示することにより町外に住所を有する事業者による工事を可とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
- (2) 補助対象空き家等の一部のみを除却する工事
- (3) 補助対象空き家等の所有者又はその相続人の建築物の建替えを目的とした工事
- (4) 営利事業を行う者が、営利事業のために行う工事
- (5) この事業と重複して他の制度等で補助金その他の公的資金の交付を受けようとする工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める工事

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家等の除却並びに除却に係る廃材等の運搬及び処分に要する費用で、その内容及び金額が適正と認められるものとする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に20%を乗じて得た額（10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、外ヶ浜町空き家等解体支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 外ヶ浜町空き家等解体事業計画書（様式第2号）
- (2) 外ヶ浜町空き家等解体事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 建築物の登記事項証明書の写し又は固定資産課税台帳の写し
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 見積書等解体処分経費の額がわかる書類

- (6) 現況写真
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 限度額の範囲内において補助金を増額して交付を受けようとする場合は前項と同様の書類等を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査をして補助金の交付が適当と認めたときは、速やかに予算の範囲内において補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 町長は、交付決定をしたときは、速やかにその内容及び交付条件を外ヶ浜町空き家等解体支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者にその旨通知する。

3 町長は、第1項の審査により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに外ヶ浜町空き家等解体支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者にその旨通知する。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日又は補助金の交付決定年度の末日のいずれか早い日までに、外ヶ浜町空き家等解体支援補助金完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して報告するものとする。

- (1) 外ヶ浜町空き家等解体事業実績報告書（様式第2号）
- (2) 外ヶ浜町空き家等解体事業収支決算書（様式第3号）
- (3) 解体業者からの請求書の写しなど解体処分経費の額がわかる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、外ヶ浜町空き家等解体支援補助金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条により補助金の交付額を確定した後に交付するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金の請求)

第13条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、外ヶ浜町空き家等解体支援補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(決定の取り消し等)

第14条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 解体又は撤去後3年を経過しないうちに補助対象者又はその相続人が使用する目的で住宅、物置等を建築したとき。

(補助金等の返還)

第15条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を請求するものとする。

(延滞金)

第16条 補助金の返還を請求された者が、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき別に示す割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月24日告示第10号)

この告示は、令和6年6月24日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第1号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

外ヶ浜町長

様

申請者 住 所 〒

氏 名

電 話

外ヶ浜町空き家等解体支援補助金交付申請書（新規・変更）

年度において、外ヶ浜町空き家等解体事業を実施したいので、外ヶ浜町
空き家等解体支援補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて申
請します。申請内容の確認にあたり町が保有する公簿等により事実確認するこ
とに同意し、申請内容に虚偽があった場合は補助金の返還に応じます。

また、本件の財産処分及び金銭に係る紛争等が発生した場合、外ヶ浜町には
一切ご迷惑をおかけしないことを確約いたします。

記

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
- 2 添付書類
 - （1） 外ヶ浜町空き家等解体事業計画書（様式第 2 号）
 - （2） 外ヶ浜町空き家等解体事業収支予算書（様式第 3 号）
 - （3） 建築物の登記事項証明書の写し、又は固定資産課税台帳の写し
 - （4） 誓約書（様式第 4 号）
 - （5） 見積書等解体処分経費の額がわかる書類
 - （6） 現況写真
 - （7） その他町長が必要と認める書類

外ヶ浜町空き家等解体事業計画（実績報告）書

1 事業の内容

空き家等所在地	外ヶ浜町字
空き家等の所有者 住所・氏名・連絡先 ※申請者と異なる場合	〒 氏名 連絡先

2 事業内訳

解体処分経費	(積算内訳)	
	○ごみ処理手数料	円
	○ごみ収集・運搬料金	円
	○特定家庭用機器リサイクル料金	円
	○その他廃棄物処分にかかる経費	円
	○敷地内の樹木の伐採、草刈等の環境整備にかかる経費	円
	○空き家の解体処分にかかる経費	円
	○その他（ ）	円
	合 計	円

3 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

様式第 3 号（第 8 条、第 10 条関係）

外ヶ浜町空き家等解体事業収支予算（決算）書

1 収 入

科 目	金 額（円）	備 考
町補助金		補助対象経費 A の 20% （上限 50 万円）
自己資金		
合 計		

2 支 出

科 目		金 額（円）税込	備 考
補助 対象 経 費	○ごみ処理手数料		
	○ごみ収集・運搬料金		
	○特定家庭用機器リサイクル料金		
	○その他廃棄物処分にかかる経費		
	○敷地内の樹木の伐採、草刈等の環境 整備にかかる経費		
	○空き家の解体処分にかかる経費		
	○その他（ ）		
	小計 A		
補助 対象 外 経 費	○ごみ処理手数料		
	○ごみ収集・運搬料金		
	○特定家庭用機器リサイクル料金		
	○その他廃棄物処分にかかる経費		
	○敷地内の樹木の伐採、草刈等の環境 整備にかかる経費		
	○空き家の解体処分にかかる経費		
	○その他（ ）		
	小計 B		
合 計 A + B			

※補助対象経費は第 3 条第 2 項の経費を含めないこと。

※収支決算書には、契約書及び領収書の写しを添付すること。

※補助対象経費と補助対象外経費に区分できない場合は、解体処分経費を建築物の面積等で按分するなどして計上すること。

年 月 日

外ヶ浜町長 様

住 所 〒

氏 名 印

誓 約 書

以下のとおり相違ないことを誓約します。

誓約事項（該当欄に「レ」を記載すること。）

・ 外ヶ浜町空き家等解体事業の実施にあたり、紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、外ヶ浜町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。	☐
・ 私及び同居者は暴力団員ではなく、また、暴力団員と密接な関係を持っていません。	☐
・ この事項に違反又は事実と相違することがあったときは、外ヶ浜町から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します。	☐

外ヶ浜町長

外ヶ浜町空き家等解体支援補助金に係る解体工事契約不可証明書

_____様より依頼のあった家屋等解体工事については、当社都合により対応が困難であるため、契約に至らなかった旨証明いたします。

年 月 日

住所

事業所名

印

様

外ヶ浜町空き家等解体支援補助金交付決定通知書（新規・変更）

年 月 日付けで申請のあった外ヶ浜町空き家等解体事業については、次により交付決定する。

年 月 日

外ヶ浜町長

1 交付決定額 金 円

(付記)

様

外ヶ浜町空き家等解体支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった外ヶ浜町空き家等解体事業については、補助金の交付を不適當であると認め、不交付することを決定しましたので、外ヶ浜町空き家等解体支援補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

外ヶ浜町長

不交付の理由	
--------	--

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

外ヶ浜町空き家等解体事業完了実績報告書

年度において、外ヶ浜町空き家等解体支援補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、次の書類を添えて外ヶ浜町空き家等解体事業の実績を報告します。

年 月 日

外ヶ浜町長

様

住 所

氏 名

- 1 外ヶ浜町空き家等解体事業実績報告書（様式第 2 号）
- 2 外ヶ浜町空き家等解体事業収支決算書（様式第 3 号）
- 3 解体業者からの請求書の写しなど解体処分経費の額がわかる書類
- 4 その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

外ヶ浜町長

外ヶ浜町空き家等解体支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった外ヶ浜町空き家等解体事業については、次のとおりその額を確定したので、通知する。

金 円

外ヶ浜町空き家等解体支援補助金請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった外ヶ浜町空き家等解体支援補助金を上記のとおり請求する。

振 込 先
(金融機関及び本支店名)

預金口座種類 1 普通 2 当座

口 座 番 号

ふ り が な
口 座 名 義 人

年 月 日

外ヶ浜町長 様

請求者名

住 所

氏 名 印